

大阪市こども青少年局幼保施策部保育所運営課（保育所） 育児休業代替任期付職員（産休代替臨時の任用職員）（看護師）募集要項

1 募集内容

(1) 採用予定人数

4名

(2) 業務内容

大阪市の公立保育所（50か所）のうち、数か所の保育所を巡回し、児童の健康状態や発育、発達等の確認、医療的ケア児への対応、事故、ケガ発生時の応急手当及び緊急対応、健康教育や感染症対策、嘱託医や医療機関との連携、保育所職員への保健衛生に関する助言や、保護者からの子育てに関する相談対応等を行います。

(3) 任用期間及び勤務場所

別紙1のとおり

2 応募資格

次の（1）及び（2）の要件をすべて満たす方

- (1) 看護師免許を有する者（採用予定日までに取得見込の者を含む）
- (2) 地方公務員法第16条各号に該当しない者

【地方公務員法（抜粋）】

（欠格条項）

第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1. 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2. 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3. 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 4. 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 勤務条件等

(1) 勤務日

月曜日から土曜日まで。

ただし、祝日、年末年始、及び土曜日に相当する指定休日を除く。

(2) 勤務時間

午前9時00分～午後5時30分（休憩45分）

(3) 休日

4週8休制を基本とし、日・祝日・年末年始、及び土曜日に相当する指定休日

(4) 時間外勤務

必要に応じて従事していただきます。

(5) 休暇

1年につき 20 日を基準に、任期付職員期間（臨時の任用職員期間）に応じて比例付与します。

※詳細については、採用決定後にお知らせします。

(6) 給料等

月額 251,836 円（地域手当を含む）

※採用時には変更されることがあります。

※職歴等がある方についてはその経験に応じて加算されることがあります。

※その他、通勤手当（1か月あたり上限 55,000 円まで）、超過勤務手当、期末・勤勉手当、住居手当、扶養手当などがあります。

(7) その他

・社会保険あり（大阪市職員共済組合）

・育児休業及び育児短時間勤務等は申請することができません。また、上記以外の勤務条件については、基本的に本務職員に準じたものになりますが、詳細については、採用決定後にお知らせします。

・地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規定の対象となります。

4 試験日時・場所

(1) 試験日

開庁日のうち、午前 10 時から午後 4 時 30 分まで

※試験日時については、別途連絡の上、調整します。

(2) 場所

阿波座センタービル（所在地：大阪市西区立売堀 4-10-18）

5 選考方法等

(1) 筆記試験（60 分）

本市課題による作文

(2) 口述試験（15 分程度）

主に人物について面接を行います。

(3) 合格者の決定方法

・筆記試験及び口述試験の合計点により決定され、合計得点が一定点数以上のものを合格とします。ただし、筆記試験及び口述試験のいずれかが一定の基準に達していない場合は、不合格とします。

・試験の結果については、受験者本人あてに送付します。お電話でのお問い合わせにはお答えできません。

(4) 合格から採用まで

・合格者は、「採用候補者名簿」に成績順で登録され、その登録順に基づき、採用予定者を決定します。

・「採用候補者名簿」に登録された採用予定者以外の者は、採用予定者の採用辞退等で欠員が生じた場合に、登録順に従って、その都度採用予定者とします。

・採用決定にあたり、当該名簿に登録された採用候補者に事前に連絡を行いますが、本人の都合により辞退された場合には、候補者名簿順位の最後尾に再登録となります。

- ・当該名簿の登録期間は、別途通知しますが、名簿に登録されても採用されない場合があります。
- ・合格後、あるいは「採用候補者名簿」に登録後、受験資格がないことや申し込みの内容に虚偽が認められた場合には、合格及び登録を取り消すことがあります。

(5) 試験結果の開示

試験の結果、不合格の場合には、本人からの申し出により成績をお知らせします。

詳細については、試験当日にお知らせします。

6 申込方法

(1) 受付期間

随時

(2) 提出書類

ア 採用試験申込書

※過去3か月以内に撮影した上半身、正面、脱帽の写真を必ず添付してください。

イ 面接カード（口述試験の参考資料となります）

ウ 看護師免許証の写し（すでに免許を有する方のみ）

エ 返信用封筒（受験票送付用）

※定型封筒（長形3号）を使用し、宛先を記載のうえ、110円切手を貼付してください。

(3) 提出方法及び提出先

ア 提出方法

提出書類一式を封筒（定形外封筒角形2号）に入れ、必ず簡易書留により提出してください。また、料金不足の場合は、受け付けません。

なお、持参による受付は行いません。

イ 提出先

〒550-0012 大阪市西区立堀4丁目10番18号

大阪市こども青少年局幼保施策部保育所運営課

※「保育所運営課 育児休業代替任期付職員（看護師）採用申込書 在中」と朱書きで記載してください。

(4) 試験日時調整

書類到着後、試験日時調整のため、連絡します。提出後、1週間経過しても連絡がない場合は、大阪市こども青少年局幼保施策部保育所運営課まで連絡してください。

7 要項等の配架場所

市民情報プラザ（市役所1階）・大阪市サービスカウンター（梅田・難波・天王寺）・各区役所区民情報コーナー・大阪市こども青少年局企画部総務課（市役所2階）及び大阪市こども青少年局幼保施策部保育所運営課（阿波座センタービル4階）

8 その他

- （1）この試験において提出された書類等は、受付後返却しません。
- （2）合否結果については、受験者本人以外にはお知らせできません。
- （3）受験に際して大阪市が収集した個人情報は、職員採用試験の円滑な遂行のために用い、大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例に基づき適正に管理します。

受験にあたって

大阪市においては、市民から信頼される市政の実現を図るため、服務規律の確保に関して、様々な取組及び遵守すべき事項を定めており、また、適宜、管理監督者からの指導が行われます。次に記載している条例等の内容は、その一部を抜粋したものですが、心得たうえで申込を行ってください。

【大阪市職員基本条例】(抜粋)

(倫理原則)

第4条 職員は、自らの行動が市政に対する市民の信用に大きな影響を与えることを深く認識して、常に厳しく自らを律して服務規律を遵守するとともに、倫理意識の高揚に努めなければならない。

(職員倫理規則)

第8条 市長は、倫理原則を踏まえ、職員の倫理意識の高揚を図るために必要な事項に関し、市規則（以下「職員倫理規則」という。）を定めるものとする。

2 職員倫理規則には、服務規律の確保及び市民の疑惑や不信を招くような行為の防止のために職員の遵守すべき事項を定めなければならない。

その他遵守すべき事項の例

- ・勤務時間中は、常に清潔な身だしなみを心がけ、市民に不快感を覚えさせないようにすること
- ・勤務時間中は喫煙を行わないこと
- ・勤務時間中は、身体に入れ墨がある職員にあっては、それを市民に見せないこと
- ・入れ墨の施術を受けないこと

【問合せ先】

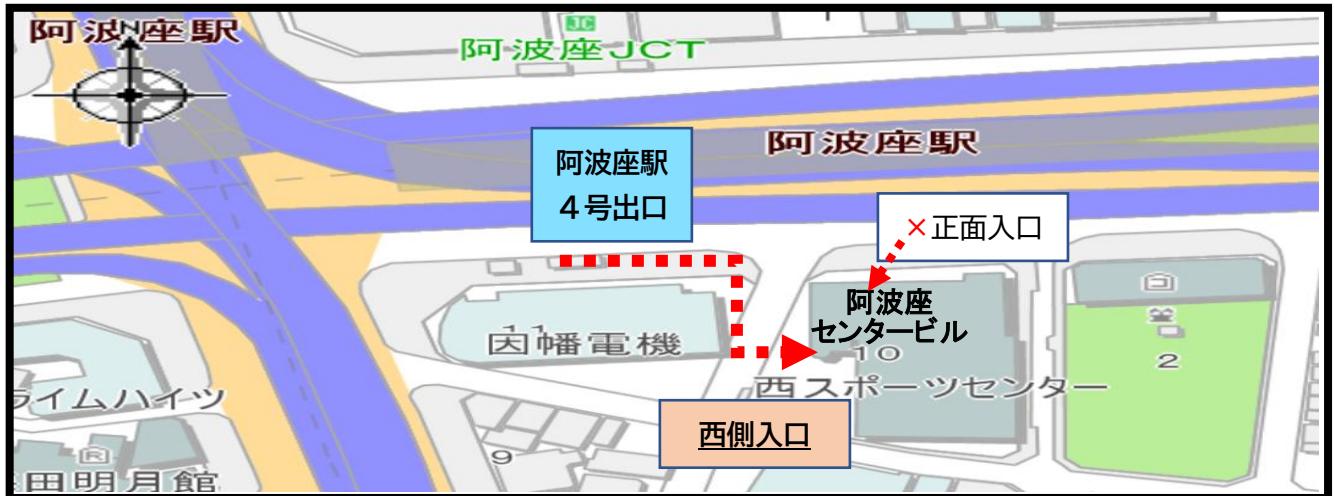
大阪市こども青少年局幼保施策部保育所運営課

〒550-0012 大阪市西区立売堀4丁目10番18号

(阿波座センタービル 4階)

電話：06-6684-9345 FAX：06-6684-9184

試験会場（阿波座センタービル）案内



大阪メトロ中央線・千日前線「阿波座駅」 4号出口を上がって徒歩1分

西側入口からお入りください。

※正面入口からは入れません。